

令和7年度米子市リサイクル推進員研修会質疑内容概要

【イエローシール、置場整理について】

(質問) イエローシールは誰が貼るのか。

(回答) 収集業者がルール違反のごみを残す場合にその理由を記載して貼ることになっている。

(質問) イエローシールが貼られたごみは、出した人が片づけるのが原則だと思うが、そのままになっている場合に対応するのはリサイクル推進員か？

(回答) 出した人のわからないごみについて、分別が簡単なものは、分別をした上で、置場整理用のごみ袋で次回の収集日に出していただきたい。分別が困難なものについてはクリーン推進課に連絡いただきたい。一定の啓発期間をおいた上で収集するが、緊急性がある場合には直ちに収集する。また置場整理用のごみ袋は自治会長に渡すことが可能である。

(質問) イエローシールが貼られて残されたごみに生ごみが含まれる場合、分別が困難であったり、次回の収集日に出すことが難しいこともあるが、どうしたらよいか。

(回答) 分別が困難なものであれば、クリーン推進課に連絡いただきたい。

(質問) 以前、新型コロナウイルス感染症が流行していた時には、置場整理を控えるよう言われていたが、再開してよいか。

(回答) イエローシールを貼って残されたものについて、分別が簡単なものは、分別をした上で、置場整理用のごみ袋で次回の収集日に出していただきたい。

(質問) 置場整理の際の「分別が簡単なもの」はどういうものか。

(回答) 出されるものやその方の判断により異なり、明確な基準はない。地域の判断で分別が難しい場合は米子市クリーン推進課に連絡いただきたい。一定期間啓発した後にクリーン推進課が収集する。ただし、交通上不便があったり、放置すると危険がある場合等は、直ちに収集を行っている。

(質問) イエローシールが貼られていないまま、ごみが残っている場合があるが、シールが貼られない理由があるか？

(回答) 収集業者が収集せずに残す場合は、必ずイエローシールを貼ることになっている。イエローシールを貼っていない理由としては、収集後に出された可能性や収集業者が見落としたことなども考えられる。そういった場合にはクリーン推進課まで連絡いただきたい。

(質問) 収集日以外にごみを出す人がいるが、イエローシールが貼られないまま、次の収集日には回収されるので、本人が気づくことがない。イエローシールを貼っていなくても中身を確認してもいいか。

(回答) そういった場合はクリーン推進課に連絡いただきたい。頻繁にあるようであれば、必要に応じて中身の確認、出された方への指導も可能である。

(質問) 置場整理の際の注意で、「中身を確認する場合は、収集業者がイエローシールを貼って残したもののだけにしてください」ということであったが、例えば、不燃ごみの袋の中に蛍光灯等明らかに誤って混入している場合には、先にごみ当番等が取り出してもよいか。

(回答) 基本的にイエローシールを貼って残されたものだけを処理していただきたい。例えば蛍光灯等は、あまりプライバシーの点では問題ないのではないかという意見もあるが、中身に関わらず、勝手にごみ袋の中身を見るところ自体を問題視する方もいる。トラブルを防ぐためにも、中身の確認はイエローシールを貼って残されたものだけにしていただきたい。

またイエローシールには啓発の目的もある。自分の誤りに気づかないまま出している場合もあり、それを先に片付けてしまうと、出した方が正しい出し方を知らないままになってしまう。その啓発の意味でもイエローシールで残ったものだけを処理していただきたい。

(質問) 地域に何か所も置き場があるが、イエローシールを貼って残されたものについて、何かお知らせはあるか。

(回答) イエローシールを貼って残されたものについてお知らせはしていない。リサイクル推進員が全てのごみ置き場をひとりで回らないといけないというわけではなく、地域の中で相談して役割分担をして協力いただきたい。

(質問) ごみ置場整理用のごみ袋は有料か。

(回答) 自治会長からの申請で無料で渡している。

【その他】

(質問) ごみ置き場について、各地域で置き場が決められているが、高齢者で遠い置き場まで持っていくことが困難な場合には、他地域の置き場に出すことは可能か。

(回答) 自治会・地域によって置き場が決まっているが、隣の自治会・地域の置き場の方が近いということであれば、自治会長同士で話をして、ごみが適正に出せるように話し合いを行い、両者の合意が得られれば可能。自治会同士でまず相談し、置き場をうまく皆さんで使えるような形で利用いただきたい。

(質問) 置き場にある収集区分等の看板を新しく作る予定はあるか。

(回答) 現段階では、新たなものを作成、設置する予定はない。看板が古くなって見にくい場合は、ラミネート看板を用意するので、今ある看板の上に貼って使っていただきたい。

(質問) ごみ、資源物 分別アプリ「さんあ〜る」は外国語に対応しているか。

(回答) ごみ、資源物 分別アプリ「さんあ〜る」は英語、中国語（簡体字）、韓国語、ベトナム語にも対応している。

(質問) さまざまな事情で自治会から退会した人から、「掃除当番はするので、ごみステーションを使わせてほしい」という申し出があるが、市として何か取り扱いの規定があるか。

(回答) 自治会で相談して決めていただきたい。自治会によっては、未加入の方にも、ごみ置き場当番やごみ置き場の管理費の支払いをお願いし、ごみ置き場を利用してもらっていると聞いている。まずは自治会で相談し、何かトラブルがあれば、クリーン推進課に連絡いただき、一緒に対応していきたい。

(質問) 道路上にポイ捨てされた空き缶やペットボトルはどう処理したらよいか。

(回答) 道路上であれば、ボランティア清掃として、ボランティア専用袋を使っていただきたい。汚れているものは不燃ごみとして、きれいなものは資源の日に地域のごみ置き場に分別して出していただきたい。

(質問) 本がガムテープで留めて出しているときには、ひもでしばり直して出せばいいか。

(回答) ガムテープで留めて出している本にイエローシールが貼られて残されたときには、ひもでしばり直して次回の収集日に出していただきたい。

(質問) ごみ分別早見表※を確認したところ、温度計はアルコールか水銀かで分別方法が異なるが、自分の持っている調理用温度計がどちらに当てはまるかわからない。

※ (<https://www.city.yonago.lg.jp/secure/57578/R6gomihayamihyo-ikkatuban.pdf>)

(回答) 感温液が赤いものが多いが、一般的にはアルコール温度計である。水銀体温計は古いもので、感温液に水銀を用いた銀色のもの。

(質問) 猫車はタイヤをつけたまま不燃性粗大ごみで出していいのか。

(回答) 猫車はタイヤをつけたまま不燃性粗大ごみで出していただいてもかまわない。

(質問) 畑や田んぼで草木等を燃やしているのを見かけるので、パトロールや啓発活動を強化してほしい。

(回答) 環境政策課所管であるため、見かけた場合には環境政策課に連絡していただきたい。またクリーン推進課では不法投棄のパトロールを行っているので、そのパトロール時に併せて対応する。

(質問) 牛乳パックは、本や雑誌がみと一緒にまとめていいか。牛乳パックのみでまとめるのか。

(回答) 牛乳パックは、本や雑誌がみと一緒にひもでしばって出していただける。

(質問) 電子レンジ等、ごみ分別収集カレンダーで不燃ごみのページ（P. 25）、小型家電リサイクルのページ（P. 26）の両方に載っているが、どちらで捨てたらよいか。

(回答) 不燃物でも小型家電リサイクルどちらでもよいが、できれば小型家電リサイクルにご協力いただきたい。